

経済産業省

貿易経済協力局 貿易管理部

安全保障貿易管理課 猪狩課長殿

安全保障貿易審査課 三橋課長殿

30 貿情セ調（経提）第 3 号

平成 31 年 1 月 9 日

写)

安全保障貿易管理課 熊野課長補佐殿、飯泉係長殿

安全保障貿易審査課 井上総括課長補佐殿、平川上席審査官殿、藤村上席審査官殿、

渡井係長殿

**個別輸出許可及び特定包括許可制度における保守部品の申請要件を明確化するための改正要望**

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

半導体製造装置・材料分科会

主査 廣田 好治

別紙のとおり、個別許可制度における補修品の再販売に係る事前同意手続き対象外貨物、及び特定包括許可・特定子会社包括許可制度における保守／修理／交換用対象貨物に対する申請要件を明確にさせていただきますよう改正要望いたします。

1. 改正要望

1. 1 提出書類通達

改正要望	現状
<p>I～II (略)</p> <p>III 許可後の手続き</p> <p>1 貨物又は技術の再輸出若しくは再販売又は再提供に係る事前同意手続き</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>① 許可申請時に最終需要者が確定していない場合</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 補修品に関する事前同意手続きが不要な場合</p> <p><u>過去に輸出された貨物</u>の補修品として別表5に掲げる貨物を輸出するときであって (後略)</p>	<p>I～II (略)</p> <p>III 許可後の手続き</p> <p>1 貨物又は技術の再輸出若しくは再販売又は再提供に係る事前同意手続き</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>① 許可申請時に最終需要者が確定していない場合</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 補修品に関する事前同意手続きが不要な場合</p> <p><u>過去輸出した貨物</u>の補修品として別表5に掲げる貨物を輸出するときであって (後略)</p>

1. 2 包括許可要領

改正要望	現状
<p>I～II (略)</p> <p>III 特定包括許可</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 特定包括許可の申請手続</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 継続的な取引関係等について</p> <p>継続的な取引関係等とは次の①又は②のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①輸入者又は取引の相手方について</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>d) <u>本邦から輸出された貨物</u>の保守若しくは修理又は交換を目的として以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、<u>本邦から輸出された当該貨物の輸入者向け</u>の輸出であるもの</p> <p>(後略)</p> <p>②需要者（輸入者と需要者が異なる場合）又は利用する者（取引の相手方と利用する者が異なる場合）について</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>d) <u>本邦から輸出された貨物</u>の保守若しくは修理又は交換を目的として以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、<u>本邦から輸出された当該貨物の需要者向け</u>の輸出であるもの</p>	<p>I～II (略)</p> <p>III 特定包括許可</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 特定包括許可の申請手続</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 継続的な取引関係等について</p> <p>継続的な取引関係等とは次の①及び②のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>①輸入者又は取引の相手方について</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>d) <u>許可を受けて輸出した貨物</u>の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、<u>許可を受けた同一の輸入者向け</u>の輸出であるもの</p> <p>(後略)</p> <p>②需要者（輸入者と需要者が異なる場合）又は利用する者（取引の相手方と利用する者が異なる場合）について</p> <p>a)～c) (略)</p> <p>d) <u>許可を受けて輸出した貨物</u>の保守若しくは修理又は交換を目的として、以下に該当する貨物の本体又は部分品を輸出することが見込まれる場合であって、<u>許可を受けた同一の需要者向け</u>の輸出であるもの</p>

## 2. 改正を要望する理由

現状の保守若しくは修理又は交換を目的とした、個別輸出許可制度における事前同意不要とするための申請要件、又は特定包括許可(特定子会社包括許可を含む)の申請要件では、現実的には制度要件を満たす取引は稀であり、制度の実効性が十分ではなく空洞化してしまっております。

(1) 許可申請の要件を、1. 改正要望で示したように改正しても、安全保障を担保できません。さらに、制度の実効性を向上することができます。

(2) 例えば半導体製造装置等の装置の輸出者と、その装置の保守部品の輸出者とは、異なることがあります。輸出者が異なっても、事前同意不要となる個別許可申請及び特定包括許可(特定子会社包括許可を含む)申請をできるようにするために、次のように変更を要望します。

現状の「輸出した貨物」という文言ですと、保守若しくは修理又は交換を目的とした輸出者とは、装置を輸出した主体者に限定されるようなニュアンスを受けます。そこで、「輸出された貨物」とすることで、我が国から輸出された貨物に対する保守若しくは修理又は交換という解釈となり、必ずしも装置の輸出者に限定されることはありません。

(3) 包括許可要領において、現状の「d) 柱書」では、許可を受けずに輸出された輸出令別1の1～15項に非該当と判定される装置の保守／修理／交換目的には、本制度の申請要件を満たさないと解釈されてしまいます。「d)」の申請要件が定義されているものの、利用できないケースが多く存在しているということです。

許可を受けずに輸出された装置とは、例えば、d) 対象貨物を組み込んだ半導体製造装置の場合です。当該装置に内蔵された輸出令別1の1～15項に該当の部分品について、装置輸出としての該非判定は、いわゆる「10%ルール」により主要な要素とならないため非該当となります。よって、装置は許可を受けずに輸出されております。

近年、半導体製造装置においては、国際レジームの合意により規制スペックが緩和される事例が多く、また、規制緩和によりリスト規制の対象から外れる装置もあります。上述のケースは増加する一方であるため、当該制度においてもこの状況を踏まえていただきたいと改正を要望するものです。

「d)」を申請要件とした包括許可とは、我が国から輸出された装置を保守／修理／交換目的の場合に、最終需要者から最終用途、転売及び再輸出等に係る誓約書(EUC)を受領し、用途の安全性を経済産業省で審査いただいた上で包括的に許可を与えることと理解しております。申請要件は、保守対象の装置が該当か非該当かに係らず、保守用交換部品の最終用途の安全性を担保できる取引とすべきです。

以上